

宜 議 第 5 8 6 号
平成 3 0 年 3 月 2 6 日

議 長
大城 政利 殿

経済建設常任委員会
委員長 呉屋 等

委員会審査結果について（報告）

第 4 1 2 回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

| 期 間 期 日 | 会 議 月 日 | 備 考 |
|---------------------|---------------------|--|
| 平成 3 0 年 3 月 2 日 | 平成 3 0 年 3 月 2 日 | 議案第 3 4 号、議案第 4 号、議案第 1 1 号、議案第 5 号、 議案第 1 2 号 |
| 平成 3 0 年 3 月 5 日 | 平成 3 0 年 3 月 5 日 | 議案第 2 9 号、議案第 3 3 号、議案第 2 7 号、議案第 2 8 号、議案第 3 号、議案第 1 6 号 |
| 平成 3 0 年 3 月 6 日 | 平成 3 0 年 3 月 6 日 | 議案第 8 号、議案第 1 5 号、陳情第 8 6 号、議案第 3 号、 議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 1 1 号、議案第 1 2 号、 議案第 1 6 号、議案第 2 7 号、議案第 2 8 号、議案第 2 9 号、議案第 3 3 号、議案第 3 4 号、陳情第 1 3 号、陳 情第 1 7 号 |
| 会議日数 3 日間 | | |

2. 会議事項

| 議案番号 | 件名 | 付託月日 | 議決月日 | 結果 |
|--------|--|-----------|-----------|------|
| 議案第3号 | 平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算(第3号) | 平成30年3月1日 | 平成30年3月6日 | 原可案決 |
| 議案第4号 | 平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号) | 平成30年3月1日 | 平成30年3月6日 | 原可案決 |
| 議案第5号 | 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号) | 平成30年3月1日 | 平成30年3月6日 | 原可案決 |
| 議案第8号 | 平成29年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号) | 平成30年3月1日 | 平成30年3月6日 | 原可案決 |
| 議案第11号 | 平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算 | 平成30年3月1日 | 平成30年3月6日 | 原可案決 |
| 議案第12号 | 平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算 | 平成30年3月1日 | 平成30年3月6日 | 原可案決 |
| 議案第15号 | 平成30年度宜野湾市水道事業会計予算 | 平成30年3月1日 | 平成30年3月6日 | 原可案決 |
| 議案第16号 | 平成30年度宜野湾市下水道事業会計予算 | 平成30年3月1日 | 平成30年3月6日 | 原可案決 |
| 議案第27号 | 宜野湾市下水道事業特別会計条例を廃止する条例について | 平成30年3月1日 | 平成30年3月6日 | 原可案決 |
| 議案第28号 | 宜野湾市水洗便所改造等資金貸付基金条例を廃止する条例について | 平成30年3月1日 | 平成30年3月6日 | 原可案決 |
| 議案第29号 | 宜野湾市都市公園条例の一部を改正する条例について | 平成30年3月1日 | 平成30年3月6日 | 原可案決 |
| 議案第33号 | 宜野湾市屋外運動場新築工事(1工区)請負契約について | 平成30年3月1日 | 平成30年3月6日 | 同意 |
| 議案第34号 | 市道の認定について | 平成30年3月1日 | 平成30年3月6日 | 原可案決 |
| 陳情第86号 | 宜野湾市内企業(土木関係コンサルタント)に委託業務優先発注と、規模が大きい業務に対し共同企業体方式の採用について | 平成30年3月1日 | 平成30年3月6日 | 採択 |

| | | | | |
|----------------|--|-----------------------|---|------------|
| 陳 情 第 1 3 号 | 耐震診断費用の自己負担軽減について | 平成 2 6 年 1 2 月 9 日 | — | 継 続 審 査 |
| 陳 情 第 1 7 号 | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情 | 平成 2 7 年 3 月 4 日 | — | 継 続 審 査 |

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 平成30年3月2日(金) 1日目

午前10時05分 開会

午後 5時45分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

| | |
|-----|-------|
| 委員長 | 吳屋 等 |
| 委員 | 宮城 司 |
| 委員 | 伊佐 哲雄 |
| 委員 | 知名 康司 |

| | |
|------|-------|
| 副委員長 | 濱元 朝晴 |
| 委員 | 知念 秀明 |
| 委員 | 米須 清正 |

○欠席委員(0名)

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

○説明員(4名)

| | |
|--------------|------|
| 建設部 次長 | 新垣 勉 |
| 市街地整備課 課長 | 比嘉 徹 |

| | |
|----------------|-------|
| 土木課 課長 | 又吉 直広 |
| 市街地整備課 計画係長 | 永山 拓朗 |

○議会事務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 主任主事 | 渡嘉敷 真 |
|------|-------|

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

| 議番 | 案号 | 件名 |
|-------|----|---|
| 議第34号 | 案号 | 市道の認定について |
| 議第4号 | 案号 | 平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議第11号 | 案号 | 平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算 |
| 議第5号 | 案号 | 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号) |
| 議第12号 | 案号 | 平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算 |

第412回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成30年3月2日（金）第1日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。（開議時刻 午前10時05分）

【議題】

議案第34号 市道の認定について

《 現 場 視 察 》

※中原33号、喜友名23号、宇地泊63号、宇地泊第二土地区画整理事業、佐真下第二土地区画整理事業の現場視察を行う。

○呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時08分）

◆午後の会議◆

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時03分）

これより午後の会議を進めてまいります。午前に引き続き、議案第34号に対する質疑を許します。

～質疑・答弁～

○呉屋等 委員長 市道認定は3件あるため、まずは中原33号について質疑を行っていただきたい。

○知名康司 委員 認定に当たり、説明会は行ったのか。

○土木課長 平成30年2月に自治会役員に対して説明会を実施した。各地権者からは以前に同意をいただいている。

○知名康司 委員 防衛省予算を活用して事業を行う予定か。

○土木課長 防衛予算を活用予定である。補助の適用条件として市道認定を行う必要がある。

○宮城司 委員 用地取得は必要か。

○建設部次長 民有地が含まれるため、用地取得が必要である。

○宮城司 委員 取得に係る予算について伺いたい。

- 土木課長 実施設計を行いながら今後決定してまいりたい。
- 米須清正 委員 中原33号の軍用地はどの部分か。
- 土木課長 国道330号からフェンスまでの道路部分である。
- 米須清正 委員 側溝なども整備予定か。
- 土木課長 両側に側溝を整備する予定である。
- 米須清正 委員 基地内に排水することとなるのか。
- 土木課長 市道宜野湾11号の排水と合わせて基地内の調整池に流す予定である。
- 知念秀明 委員 フェンスの周辺から市道宜野湾11号まではやや高低差があるが、どのように取り付けを行うのか。
- 土木課長 中原保育園駐車場の周辺から緩やかに勾配を付ける予定であるが、実施設計を行う中で検討してまいりたい。
- 知念秀明 委員 勾配の整備等については市民へ説明を行うのか。
- 土木課長 早い段階で地権者に説明してまいりたい。
- 知念秀明 委員 現在、路上駐車が見られるが、今後はどうなるのか。
- 建設部次長 市道認定後も路上駐車があった場合は規制も検討したい。
- 伊佐哲雄 委員 片側車線の幅員を3メートルとする理由を伺いたい。
- 土木課長 基準ではセンターラインがある場合はそれを除いて2.75メートルとなっている。
- 伊佐哲雄 委員 整備はいつ頃完了するのか。
- 土木課長 排水等の問題もあるため、市道宜野湾11号が供用開始となる平成31年度以降となる見込みである。
- 宮城司 委員 道路整備を行うに当たり、支障除去等を行うのか。
- 土木課長 現在も生活道路として利用されていることから、地権者から同意を得た上で支障除去は行わない予定であるが、不発弾等が発見された場合は除去の対象となる。
- 呉屋等 委員 譲渡所得の5,000万円控除を受けるための期限等はあるか。
- 土木課長 道路法に基づいた用地買収のため、期限はないと考える。
- 呉屋等 委員 これまでは軍道であったため、下水道の整備がおくれていたが、今後は下水道の接続に関する説明会等も行っていく予定か。
- 土木課長 道路の実施設計が平成32年度で工事は平成33年度からの予定であるため、今後関係部署と調整して進めてまいりたい。
- 呉屋等 委員長 次に、喜友名23号について質疑を行っていただきたい。
- 知念秀明 委員 国道58号との合流部分は信号機がないため、左折のみ可能であるが、左折直後の交差点を右折することは可能か。
- 土木課長 距離が短いため、難しいと考える。

- 知念秀明 委員 西普天間住宅地区跡地内の区画道路との合流はどのようになるのか。
- 建設部次長 右左折が可能な交差点を予定している。
- 知念秀明 委員 当該アクセス道路は北谷町方面から侵入する車両の利便性を考慮して整備されるのか。
- 建設部次長 西普天間住宅地区は部分返還であるため、地権者から国道58号との接続が望まれ、計画された。また、伊佐区など海岸地域の避難用道路としての機能も有している。
- 宮城司 委員 アクセス道路に加速線を設ける予定はないか。
- 土木課長 アクセス道路は軍用地内にあるため、関係部署にて共同使用の手続きを行っているが、道路拡幅に必要な面積が確保できないことから加速線の整備は難しいと考える。
- 宮城司 委員 喜友名23号の用地買収について伺いたい。
- 土木課長 当該道路は橋梁であるが、底地が民有地であることから用地買収を予定しているが、地権者が賃貸借を希望する可能性もあることから協議してまいりたい。
- 宮城司 委員 喜友名23号の予定地は水路が設けられているが、今後も使用するのか。
- 土木課長 排水機能があるため、今後も利用するものとする。
- 宮城司 委員 始点の地番について伺いたい。
- 土木課長 字喜友名である。
- 知名康司 委員 事業スケジュールについて伺いたい。
- 土木課長 平成30年度から実施設計を予定している。
- 知名康司 委員 スケジュールについて資料をいただきたい。
- 土木課長 提供してまいりたい。
- 知念秀明 委員 資料で道路の整備イメージなどが示されているが、本議案の可決によって道路の設計を開始するのか。
- 土木課長 市道認定によって区域や始点、終点を決定するものである。
- 知念秀明 委員 インダストリアル・コリドー部分との整合性も考慮して道路を整備していただきたい。
- 呉屋等 委員 共同使用の場合、市が使用料の9割を負担する必要があるが、他市において減免等が行われている事例はないか。また、インダストリアル・コリドーの返還の見通し及び西普天間住宅地区内の区画整理の進捗状況について資料をいただきたい。
- 建設部次長 事例の調査及び資料の提供をいたしたい。
- 呉屋等 委員長 宇地泊63号について質疑を行っていただきたい。

○知念秀明 委員 当該道路の終点にはガードレールが整備されているが、市民がけがをした場合の責任の所在について伺いたい。

○土木課長 ガードレールに起因する場合は、管理者である市の責任となると考える。

○知念秀明 委員 ガードレールを修繕する必要はないか。

○土木課長 修理が必要であれば早急に対応してまいりたい。

○濱元朝晴 委員 当該道路の整備はどこが行ったのか。

○土木課長 区画整理事業組合によって整備された道路である。

○濱元朝晴 委員 市が道路認定するメリットを伺いたい。

○土木課長 市が維持管理することができるものである。

○濱元朝晴 委員 資料にある道路6-7号はすでに市道認定されているか。

○土木課長 市道認定済みである。

○濱元朝晴 委員 道路6-7号は17.95メートルのみが市道認定されているようであるが、それ以外の部分は市道ではないのか。

○土木課長 区画整理事業組合から移管した道路を市道認定したものであり、市道認定には地権者からの無償譲渡が必要である。

○知名康司 委員 道路幅員は4メートルあるのか。

○土木課長 側溝も含め4メートル以上あるものと認識している。

○米須清正 委員 認定には無償譲渡が必要であるが、地権者からは同意を得たのか。

○土木課長 区画整理事業組合から移管された道路である。

○濱元朝晴 委員 道路認定の要望があったのか。

○土木課長 不動産業者が窓口を訪れたことにより、当該道路が市道認定されていないことが確認されたものである。

○宮城司 委員 下水道などの整備について伺いたい。

○建設部次長 下水道については、すでに整備済みであり、認定漏れの影響はこれまでに起こっていないと考える。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後3時57分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後3時59分）

本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

【議題】

議案第4号 平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計
補正予算（第2号）

～質疑・答弁～

- 伊佐哲雄 委員 工事請負費の減額理由について伺いたい。
- 市街地整備課長 宅地内の擁壁工事を行うに当たり、地権者との調整に時間を要したためである。
- 伊佐哲雄 委員 地権者の換地が必要なのか。
- 市街地整備課長 区画整理事業においては、道路整備を行う際に各地権者の宅地造成も行うが、当該宅地の擁壁工事について地権者との調整に時間を要したものである。
- 伊佐哲雄 委員 意見の相違があって進んでいないということか。
- 市街地整備課長 相違ということではなく、地権者の意見等を踏まえて調整を行っているということである。
- 知名康司 委員 保留地処分実績について伺いたい。
- 市街地整備課長 配付資料を参照いただきたい。2月に販売を開始したが、地権者の金融機関との調整に時間を要したため、保留地処分金の歳入を補正減するものである。
- 知念秀明 委員 地権者からの相談や苦情等はどのようなものがあるか。
- 市街地整備課長 当該区画整理事業は進捗率が高いため、特に苦情はないが、擁壁の位置等について地区外の地権者との調整を行っている。
- 知念秀明 委員 関係地権者との調整について議事録は残しているか。
- 市街地整備課長 記録している。
- 知念秀明 委員 今後のためにも記録を保存していただきたい。また、どのような苦情や意見があったのか資料提供をいただきたい。
- 市街地整備課長 関係部署と調整し、提供してまいりたい。
- 濱元朝晴 委員 補正減額する保留地処分金は何筆分か。
- 市街地整備課長 2筆分である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第11号 平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計
予算

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 当該区画整理事業の完了予定について伺いたい。
- 市街地整備課長 当初は平成6年から17年までの予定であったが、延伸を行っており、現在は平成33年度の完了を目標としている。
- 宮城司 委員 工事が完了した後はどのような手続きを行うのか。
- 市街地整備課長 換地処分の手続きを行い、清算金事業を開始する。
- 宮城司 委員 遊歩道工事について伺いたい。
- 市街地整備課長 平成31年度に遊歩道（せせらぎ）工事を行う予定である。
- 宮城司 委員 事業期間の延伸の可能性もあるのか。
- 市街地整備課長 財政状況も踏まえて検討することとなるが、現在のところ平成33年度の完了を目標としている。
- 宮城司 委員 遊歩道に桜の木を植えてはいかがか。
- 市街地整備課長 地域住民からも意見を伺いながら調整してまいりたい。
- 知名康司 委員 土地区画整理費の特定財源の内訳に「その他」という項目があることについて説明いただきたい。
- 市街地整備課長 保留地処分金の合計である。
- 知名康司 委員 一般会計予算説明資料【政策事業総括】43頁の財源内訳で「その他」が空白となっている理由を伺いたい。
- 市街地整備課長 当該資料においては一般会計予算に係る部分のみを記載したためである。
- 呉屋等 委員 基金の繰り入れと繰出しの内訳について伺いたい。事業完了時に剰余金はどのように処分するのか伺いたい。
- 市街地整備課長 資金計画に基づいて事業を行うため、基本的には剰余金は発生しないように運用するが、剰余金が発生した場合は借入の利子清算に充当することとなる。
- 呉屋等 委員 基金の繰り入れと繰出しの内訳について資料を提供いただきたい。
- 建設部次長 確認して提供してまいりたい。
- 濱元朝晴 委員 かにくぼる公園が工事予定となっているが、現在当該公園の仮設住宅はどのようになるのか。
- 市街地整備課長 平成30年度はかにくぼる公園の整備ではなく、仮設住宅の撤去に係る工事を予定している。現在、2棟の仮設住宅が利用されているが、平成30年度に撤去する予定である。
- 濱元朝晴 委員 遊歩道（せせらぎ）工事は、平成30年度に一部工事を行い、

残りは平成31年度に工事をするとのことだが、一部工事を先行する理由を伺いたい。

○市街地整備課長 街区工事を優先する予定であり、資金に残額が発生した場合に遊歩道工事に着手する予定である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第5号 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

～質疑・答弁～

○宮城司 委員 保留地処分金の減額補正について伺いたい。

○市街地整備課長 造成工事が行えなかったためであり、平成30年度以降に販売を予定している。

○宮城司 委員 繰越明許費に係る理由等において、宅地造成計画の関係地権者等との調整に不足日数を要したと記載されているが、詳細を伺いたい。

○市街地整備課長 当該工事においては、地区外との隣接地権者と擁壁工事について協議を行っていたため、交渉が成立した2月に工事の発注を行ったが、年度内に工事が完了できないため、繰り越しを行うものである。

○宮城司 委員 物件補償や委託についても同様の理由で繰り越しを行うのか。

○市街地整備課長 物件補償については、地権者と物件の撤去の時期等について協議を行ったためであり、委託については工事に附帯する業務が多いことから繰り越しを行う。

○伊佐哲雄 委員 関係地権者から苦情等はあったか。あれば資料をいただきたい。

○建設部次長 関係部署と調整し、提供してまいりたい。

○市街地整備課長 減歩や補償金についての意見が多い傾向がある。

○伊佐哲雄 委員 当該土地区画整理事業の完了時期について伺いたい。

○市街地整備課長 平成35年度の完了を予定している。

○呉屋等 委員 繰り越し明許を行う事業について、完了予定が平成30年11月30日であるが平成30年度内に完了する見込みはあるか。

○市街地整備課長 設計・工事・補償に係る最大の期間として設定しており、補償については地権者との交渉もあることからこのような期間を設定している。

○呉屋等 委員 事故繰越の可能性はないか。

○市街地整備課長 工期を短縮できるよう、努めてまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第12号 平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計
予算

～質疑・答弁～

- 知名康司 委員 前年度と比較して歳入が4,024万2,000円減額となった理由を伺いたい。
- 市街地整備課長 保留地処分金が前年度と比較して減となったほか、物件補償の対象となる建物が減少したことが主な要因である。
- 知名康司 委員 土地区画整理事業債が前年度と比較して2,070万円増額となった理由として起債対象事業が増となったとの説明があったが、起債対象事業について伺いたい。
- 市街地整備課長 道路整備が起債対象となるが、前年度比で増加したためである。
- 知名康司 委員 嘉数中学校の近くの公園予定地はどのように使用されているのか。
- 市街地整備課長 資材置き場として利用している。
- 呉屋等 委員 今後の進捗が把握できるような資料をいただきたい。
- 市街地整備課長 提供してまいりたい。
- 宮城司 委員 当該地区では付保留地を要する宅地は多いのか。また、付保留地が多いことによる事業への影響はどのようなものがあるか。
- 市街地整備課長 既存住宅が多く、付保留地も多い事業となっている。保留地処分金の歳入時期等に影響を及ぼすこともある。
- 宮城司 委員 当該地区を区画整理事業で開発する理由を伺いたい。
- 市街地整備課長 佐真下土地区画整理事業は、隣接している第1地区もあったが、地区を分けて区画整理を行うこととなった経緯があり、空き地が少なく、地区面積が狭くなってしまった経緯がある。
- 宮城司 委員 区画整理事業を行う場合、どの程度の合意が必要か。
- 市街地整備課長 公共施工の場合は同意の必要はないが、組合施工の場合は3分の2、個人施工の場合は100%の同意が必要である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後5時45分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成30年3月5日（月） 2日目

午前10時01分 開議
午後 4時09分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

| | |
|-----|-------|
| 委員長 | 呉屋 等 |
| 委員 | 宮城 司 |
| 委員 | 伊佐 哲雄 |
| 委員 | 知名 康司 |

| | |
|------|-------|
| 副委員長 | 濱元 朝晴 |
| 委員 | 知念 秀明 |
| 委員 | 米須 清正 |

○欠席委員（0名）

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

○説明員（13名）

| | |
|--------|-------|
| 建設部長 | 新垣 勉 |
| 施設管理課長 | 上原 力 |
| 契約検査課長 | 高江洲 強 |
| 下水道課長 | 宮城 真也 |
| 下水道係長 | 眞壁 和義 |

| | |
|--------|--------|
| 施設管理課長 | 仲村 等 |
| 施設管理課長 | 屋良 航志 |
| 下水道課長 | 呉屋 武 |
| 下水道課長 | 玉元 智 |
| 下水道課長 | 山城 憲三郎 |

| | |
|------|--------|
| 水道局長 | 石川 康成 |
| 総務課長 | 喜友名 達矢 |

| | |
|------|-------|
| 総務課長 | 與那原 類 |
|------|-------|

○議会事務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 主任主事 | 渡嘉敷 真 |
|------|-------|

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

| 議番 | 案号 | 件名 |
|---------|----|----------------------------------|
| 議第 29 号 | 案号 | 宜野湾都市公園条例の一部を改正する条例について |
| 議第 33 号 | 案号 | 宜野湾市屋外運動場新築工事（1工区）請負契約について |
| 議第 27 号 | 案号 | 宜野湾市下水道事業特別会計条例を廃止する条例について |
| 議第 28 号 | 案号 | 宜野湾市水洗便所改造等資金貸付基金条例を廃止する条例について |
| 議第 3 号 | 案号 | 平成 29 年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議第 16 号 | 案号 | 平成 30 年度宜野湾市下水道事業特別会計予算 |

第412回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成30年3月5日（月）第2日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開議時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第29号 宜野湾市都市公園条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 知名康司 委員 政令第8条の改正時期について伺いたい。
- 施設管理課長 平成29年6月である。
- 知名康司 委員 トロピカルビーチに設置されている売店の位置づけについて伺いたい。
- 施設管理課長 産業展示館としての位置づけとなっている。
- 知名康司 委員 パークPFIの事例について伺いたい。
- 施設管理課長 施行から間もないため、事例はないと考える。
- 知名康司 委員 パークPFI制度の導入によって、海浜公園内に飲食店が建設できるようになると理解するが、いつから公募するのか。
- 施設管理課長 平成30年度から海浜公園施設等再編整備事業を行うことから、建設スペース等がどの程度確保できるか調整した上で公募を行う時期等について検討してまいりたい。
- 知名康司 委員 民間企業参入の見込みはあるのか。
- 施設管理課長 事業による利益を公園整備に還元することが条件となることから、詳細を説明しながら参入意欲を確認してまいりたい。
- 知名康司 委員 設置管理許可期間が20年となっているが、期間満了後はどのような取り扱いとなるのか。
- 施設管理課長 今後検討してまいりたい。
- 米須清正 委員 市内に都市公園はどのくらいあるのか。
- 施設管理課長 37箇所である。
- 米須清正 委員 37箇所すべてにパークPFI制度が適用できるのか。
- 施設管理課長 街区公園等、規模の小さい公園への適用は難しいと考える。
- 米須清正 委員 都市公園の位置図について資料をいただきたい。
- 施設管理課長 提供してまいりたい。

○米須清正 委員 これまでは、都市公園法第4条によって公園の敷地面積の2%以内の建ぺい率で施設を建設できたが、政令第8条の改正により公募対象公園施設の10%が上乘せされたと理解するが、2%の中にはトイレも含まれているのか。

○施設管理課長 トイレも含まれている。

○米須清正 委員 以前、那覇市古島で公園内に公民館が建てられている事例を視察したが、宜野湾市も公園内に公民館を建設できるのか。

○施設管理課長 ささまざまな公園利用者が有効に利用できる施設を検討してまいりたい。

○知念秀明 委員 パークPFI制度とは、民間事業者の収益を公園整備に活用する制度と理解してよいか。

○施設管理課長 公募対象公園施設の設置者が園路、広場等の整備を一体的に行うこととなる。

○知念秀明 委員 指定管理者との整合性はどのように図るのか。

○施設管理課長 指定管理者の管理期間は平成30年度から平成34年度までであり、パークPFI制度導入の検討を行う中で指定管理者の行う管理との整合性についても協議してまいりたい。

○知念秀明 委員 パークPFI制度を導入した場合、指定管理者の業務が減少することとなるが、委託料はどのようになるのか。

○施設管理課長 公園施設は経年劣化により補修を要する箇所もあるため、減少した分を補修に充てるなど、PFI制度導入に当たっては指定管理者とも協議しながら進めてまいりたい。

○知念秀明 委員 保育園や学童などの建設は検討できないか。

○施設管理課長 公園は誰もが利用できる施設であるため、施設利用者との住み分けが可能ななどの検討も必要であると考えます。

○知念秀明 委員 全国では公園内に保育所を設置している事例もあるが、宜野湾市でも導入は可能か。

○施設管理課長 公募設置等予定者からの応募を審査し、検討してまいりたい。

○宮城司 委員 同制度は海浜公園以外には導入できないのか。

○施設管理課長 一定の規模が必要であるため、地区公園以上であれば導入可能であると考えます。

○宮城司 委員 政令第8条の改正により、これまで100分の50以内とされてきた公園内の運動施設率が地域の実情により条例で定めることができるようになったとのことであるが、100分の50以上に設定することも可能か。

○施設管理課長 可能であるが、本市においては従来の基準が支障となる見込みはないため、100分の50を基準とすることを条例に定める。

- 宮城司 委員 野球場を含めても50%以内となるのか。
- 施設管理課長 野球場は海浜公園の敷地内ではないが、含めた場合であっても50%を超えない。
- 宮城司 委員 投球練習場も公園敷地外か。ビーチはどうか。
- 施設管理課長 そのとおりである。ビーチは地区内である。
- 呉屋等 委員 設置等予定者の公募について、選定に係る審議会等を設置する予定はあるか。
- 施設管理課長 外部委員も含めた委員会形式で選定を行う必要があると考える。
- 呉屋等 委員 用地は設置者が買い取るのか。
- 施設管理課長 用地は市が確保した上で公募を行う。
- 呉屋等 委員 民間企業が参入する場合、海浜公園の駐車場の保有台数が課題となると考えるが、いかがか。
- 施設管理課長 海浜公園施設等再編整備事業で駐車場の機能強化も検討する予定である。
- 呉屋等 委員 立体駐車場の整備も検討していただきたい。
- 建設部次長 海に隣接する公園であるため、どのような立体駐車場が建設可能かも含めて調査、研究したい。
- 知念秀明 委員 利用者以外がビーチ駐車場を利用していると伺ったが、いかがか。
- 施設管理課長 ビーチ利用者以外が利用している実態も報告を受けている。対応について今後検討してまいりたい。
- 知念秀明 委員 他市の事例を参考にし、料金の徴収も検討していただきたい。
- 濱元朝晴 委員 野球場の裏側に樹木が植えてあるが、そこを駐車場として整備できないか。
- 施設管理課長 海浜公園施設等再編整備事業でさまざまな意見を取り入れ、課題を精査しながら検討してまいりたい。
- 伊佐哲雄 委員 冬場は公園利用者が少ないと考えるが、民間企業の参入見込みはどの程度あるか。
- 施設管理課長 屋内運動場の整備も検討しているため、現在よりも利用者がふえると考える。公募に当たっては、再編整備計画を説明しながら民間企業とも協議してまいりたい。
- 宮城司 委員 パーク P F I 制度の導入スケジュールについて伺いたい。
- 施設管理課長 具体的な計画はない。
- 知念秀明 委員 市内の青年団体等の意見も取り入れていただきたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。(午前10時51分)

○呉屋等 委員長 再開いたします。(午前11時00分)

【議題】

議案第33号 宜野湾市屋外運動場新築工事(1工区)請負契約について

～質疑・答弁～

○伊佐哲雄 委員 屋外運動場とはどのような施設か。

○施設管理課長 市民のレクリエーション施設である。

○伊佐哲雄 委員 どこに建設予定か。

○施設管理課長 野球場前のサブグラウンドに建設予定である。

○宮城司 委員 屋外運動場の建設スケジュールについて伺いたい。

○施設管理課長 1工区が平成30年11月までで、建物の基礎部分の整備を行い、平成30年11月から平成31年11月までの工期で建物の新築工事を行う。

○宮城司 委員 スケジュールについて資料をいただきたい。

○施設管理課長 提供してまいりたい。

○濱元朝晴 委員 施設の概要を伺いたい。

○施設管理課長 アリーナは人工芝でランニングスペースを周囲に設ける。用途は野球やソフトボール、フットサルなどのスポーツや保育園の運動会等のレクリエーションが可能である。その他、トレーニングルームや会議室、シャワールームを整備予定である。

○濱元朝晴 委員 テニスは利用できないか。

○施設管理課長 すでにテニスコートがあるため、他のスポーツ利用を想定しているが、防球ネットで多様なニーズに対応できるものとする。

○濱元朝晴 委員 既設のテニスコートは雨天では使用できないため、アリーナでテニスができるよう検討していただきたい。

○施設管理課長 防球ネットにより、さまざまな用途に活用できるものとするが、専門の施設ではないため、ボールのバウンド等がテニスコートとは異なると考える。

○濱元朝晴 委員 建物に係る費用はどのくらいか。

○施設管理課長 14億円程度である。

○知名康司 委員 入札結果一覧表によると、前田建設株式会社・総合リフォーム株式会社共同企業体が無効、株式会社シンセイ・株式会社島仲建設共同企業

体が辞退となっているが、理由を伺いたい。

○契約検査課長 無効については、最低制限価格を下回ったためであり、辞退については、入札前に辞退の申し出があったためである。

○知名康司 委員 市発注の事業をすでに受注している業者は入札に参加できるのか。

○施設管理課長 志真志小学校を受注した業者は指名していない。

○知念秀明 委員 落札率はいくらか。

○契約検査課長 95.38%である。

○知念秀明 委員 近年、最低制限価格が上昇していると理解しているが、議会に上程される案件のうち、建築以外の契約ではどのような状況か。

○建設部次長 契約金額が1億5,000万円を超える契約が議会に上程されるが、建築以外での契約は少ない。

○米須清正 委員 志真志小学校を受注した業者は2工区の入札には参加できるのか。

○建設部次長 工事の進捗状況を鑑みて判断してまいりたい。

○契約検査課長 受注発注を避ける措置であり、工事の進捗が50%以上であれば指名しないこととなる。

○呉屋等 委員 1工区の工事は補助を活用するのか。

○施設管理課長 防衛補助を活用しており、3分の2の補助率である。

○呉屋等 委員 設計、工事ともに同様の補助率か。

○施設管理課長 そのとおりである。

○呉屋等 委員 最低制限価格の設定について伺いたい。

○契約検査課長 共通仮設費の10分の9、現場管理費の10分の8、一般管理費の10分の7を乗じるものとして公表している。

○呉屋等 委員 入札当日に発表されるランダム係数は撤廃されたのか。

○契約検査課長 平成28年度に撤廃した。

○知念秀明 委員 トレーニング施設の規模はどのくらいか。

○施設管理課長 130㎡を予定している。

○知念秀明 委員 利用料金について伺いたい。

○施設管理課長 既存のトレーニングルームやアリーナの利用料金を勘案しながら検討してまいりたい。

○知念秀明 委員 アリーナ内にトレーニング施設を設けるのか。

○施設管理課長 アリーナとは別に設ける予定である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時29分)

◆午後の会議◆

○呉屋等 委員長 再開いたします。(午後2時00分)
これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第27号 宜野湾市下水道事業特別会計条例を廃止する条例について

～質疑・答弁～

○知名康司 委員 同条例の廃止に伴い、新たに条例を制定するのか。

○下水道課長 規程を作成し平成30年4月1日から適用する。

○宮城司 委員 宜野湾市下水道事業特別会計条例を廃止する条例は平成30年4月1日以降も存在し続けるのか。

○下水道課長 そのとおりである。

○宮城司 委員 例規集等にも記載されるのか。

○下水道課長 ホームページの例規検索等で参照可能である。

○呉屋等 委員 特別会計に係る剰余金や不足額はどのような取り扱いとなるか。

○下水道課長 剰余金は一般会計に繰り出すものであり、3月定例会にて特別会計の補正を行うことから不足額は生じない見込みである。

○知念秀明 委員 水道局の敷地内に建設する仮設庁舎にはどの部署が入るのか。

○下水道課長 下水道課の建設係及び管理係が入る予定である。

○知念秀明 委員 現在下水道課がある場所にはどのようになるのか。

○建設部次長 総務部と調整しているところである。

○知念秀明 委員 上下水道の手続きがワンストップ化されることに係る市民への周知はどのように行うのか。

○下水道課長 市報やホームページに掲載しているほか、窓口にもお知らせを掲示している。

○知念秀明 委員 4月1日以降に市民が誤って現在の下水道課に訪れないよう、周知徹底をお願いしたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第28号 宜野湾市水洗便所改造等資金貸付基金条例を廃止する条例について

～質疑・答弁～

- 米須清正 委員 当該基金は下水道に接続する際に利用するものか。
- 下水道課長 汲み取り式のトイレや浄化槽を設置している市民が新たに下水道に取り付ける際に利用いただけるものである。
- 米須清正 委員 最高限度額はいくらか。
- 下水道課長 原則は30万円であるが、下水道までの距離が長い場合などは特例で80万円まで貸し付け可能である。
- 米須清正 委員 資金融通方式から融資あっせん方式に変更することで銀行引き落としが可能となるのか。
- 下水道課長 現在の資金融通方式では40回までの分割払いを窓口で直接納付していただく必要があるが、融資あっせん方式においては、銀行引き落としが可能となる。支払いの際は利子を含めて支払う必要があるが、完済後に利子の合計額を還付する。変更の理由としては、市民の要望が多かったため、融資あっせん方式に変更するものである。
- 知名康司 委員 上下水道の統合に伴う変更と理解してよいか。
- 下水道課長 市民からの要望を受け、利便性の向上を図るものであり、上下水道の組織統合とは関係ない。
- 知名康司 委員 当該基金は何名が利用しているのか。
- 下水道課長 毎年5件～6件程度の申し込みがあり、償還中の方は現在27名である。
- 知名康司 委員 現在貸し付けを受けている方も融資あっせん方式に変更となるのか。
- 下水道課長 現在利用されている方については、同条例の附則で従前のとおりの方式で支払いを行っていただくこととなる。
- 知名康司 委員 下水道課の収入となるのか。
- 下水道課長 基金が廃止となることから、一般会計で収入する。
- 宮城司 委員 資金融通方式ではなぜ銀行引き落としができないのか。
- 下水道課長 市で納付書の発行を行い、銀行窓口で支払っていただく方式を採用しているためである。

- 知念秀明 委員 これまで資金の貸し付けを行う際に審査等を行っていたか。
- 下水道課長 破産者に該当しないかなどの一定の審査は行っていた。
- 知念秀明 委員 融資あっせん方式に変更することによって銀行の審査がこれまでより厳しくなるのではないか。
- 下水道課長 銀行と事前調整を行い、現在の貸し付け条件で取り扱っていたこととなっている。
- 知念秀明 委員 利息は定額か。
- 下水道課長 年利2.9%で調整しているところである。
- 知念秀明 委員 支払いが滞納した場合はどのようなになるのか。
- 下水道課長 融資を行う際に保証会社と契約していただくため、支払いが滞納した場合は保証会社から補填される。延滞金等については銀行と調整しているところである。
- 知念秀明 委員 浄化槽及び汲み取り式のトイレを利用している世帯はどのくらいあるのか。
- 下水道課長 本市の下水道整備率は97.28%であり、そのうち下水道に接続している世帯は77.54%であるため、約20%が浄化槽及び汲み取り式トイレを利用していることとなる。
- 知念秀明 委員 下水道整備率100%への取り組みはどのように行っているのか。
- 下水道課長 シルバー人材センターへ委託し、下水道の普及啓発活動を行っている。
- 伊佐哲雄 委員 現在27名が償還を行っているとのことであるが、毎年どのくらいの方が申し込みを行っているのか。
- 下水道課長 毎年5件～6件の申し込みを受け付けている。
- 宮城司 委員 水洗化率について説明いただきたい。
- 下水道課長 下水道が整備された地域のうち、下水道に接続している世帯が77.54%である。
- 宮城司 委員 浄化槽を利用している世帯は下水道につないでいるとみなされるのか。
- 下水道課長 浄化槽の場合は接続していないとみなされる。
- 宮城司 委員 浄化槽を利用している世帯が公共下水道につながり場合も融資を受けることができるのか。
- 下水道課長 融資の対象である。
- 知名康司 委員 融資あっせん方式における融資の返還方法についてうかがいたい。
- 下水道課長 完済の報告を以って利子の合計額を返還する。

- 知名康司 委員 支払いの際にこれまでよりも負担がふえると考えるが、いかがか。
- 下水道課長 支払い時には利子を含めて支払うため、負担は伴うが、後に利子分は返還する。また、市民からの要望を受けて変更するものであり、利便性の向上のため貸し付け方法を変更するものである。
- 宮城司 委員 延滞金は市が負担するのか。
- 下水道課長 延滞金は支払わない方向で協議しており、預託金などで対応する予定である。
- 宮城司 委員 保証会社への契約金はどこが負担するのか。
- 下水道課長 利子の中に含まれている。
- 伊佐哲雄 委員 下水道に接続していない場合、環境に悪影響があるのか。
- 下水道課長 浄化槽を利用している場合、年1回の点検が必要であるが、それを行っていない場合は河川や海の水質等に悪影響を及ぼす可能性がある。
- 伊佐哲雄 委員 年間どの程度の世帯が下水道に接続しているのか。
- 下水道課長 300件程度である。
- 伊佐哲雄 委員 接続に係る費用は個人が負担するのか。
- 下水道課長 そのとおりである。
- 伊佐哲雄 委員 水洗化率100%はいつごろ達成する見込みか。
- 下水道課長 毎年1%程度上昇しており、20%残っていることから、約20年程度かかる見込みである。
- 呉屋等 委員 現在の貸付額について伺いたい。
- 下水道課長 平成30年1月時点で466万4,400円である。
- 呉屋等 委員 平成31年4月1日から一般会計で歳入することとなるが、どの款項目で収入するのか。
- 業務係長 20款3項1目の諸収入である。
- 呉屋等 委員 当該基金の平成30年度当初予算額について伺いたい。
- 業務係長 280万4,000円を予定している。
- 呉屋等 委員 現在の基金残高について伺いたい。
- 下水道課長 2,000万円程度であるが、貸し付けている466万円余りを除いた1,533万5,600円である。
- 呉屋等 委員 利子の返還は申請主義か。
- 下水道課長 申請に基づいて返還するが、銀行からの情報提供を受け、申請がなされていない場合は通知を行うなど、申請を促して参りたい。
- 呉屋等 委員 利子補てんの財源及び法的根拠について伺いたい。
- 下水道課長 一般会計からの補助を財源としており、根拠については新たに制定する規程に基づくものである。

○呉屋等 委員 条例の規定は必要ないのか。

○下水道課長 下水道法により、市民への援助を行うことができることとなっており、新たな規程により融資を行う。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。(午後 3 時 0 0 分)

○呉屋等 委員長 再開いたします。(午後 3 時 1 0 分)

【議題】

議案第 3 号 平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

～質疑・答弁～

○宮城司 委員 公債元金償還事業の減額理由が下水道公営企業会計適用債の元金据え置きのためと伺ったが、説明いただきたい。

○下水道課長 当初は据え置きが可能か不明であったが、銀行から 1 年間の元金据え置きが可能との連絡を受けたため、1 回ごとの支払額が減額となったためである。

○宮城司 委員 利息は発生すると理解してよいか。

○下水道課長 そのとおりである。

○宮城司 委員 元金据え置きを行う理由を伺いたい。

○下水道課長 支払額を均等にするためである。

○米須清正 委員 汚水処理負担金の減額理由を伺いたい。

○下水道課長 節水タイプのトイレの普及等が要因と考える。

○知名康司 委員 下水道使用料は下水道会計で収入するのか。

○下水道課長 平成30年 4 月以降の収入となるため、公営企業会計で収入することとなる。

○知名康司 委員 特別会計の剰余金はどのような取り扱いとなるのか。

○下水道課長 決算において、剰余金が発生した場合は一般会計で収入することとなる。

○宮城司 委員 公共下水道普及率や人口普及率、面積普及率のちがいについて伺いたい。

○下水道課長 公共下水道普及率は外国人登録を含めており、人口普及率は外国人登録を含めないものである。

○宮城司 委員 普天間飛行場も含まれているか。

- 下水道課長 住民登録された外国人が含まれている。
- 宮城司 委員 米軍基地内の下水道普及率について伺いたい。
- 下水道課長 米軍基地も受け口は1つであるため、1件と数えているため、詳細は把握できていない。
- 宮城司 委員 面積普及率は米軍基地も含めてしていると理解するが、市街地のみでの面積普及率は把握しているか。
- 下水道課長 把握していない。
- 宮城司 委員 仮に米軍基地を除いた場合、面積普及率に影響はあるか。
- 下水道課長 大きく影響すると考える。
- 呉屋等 委員 下水道使用料の減額補正について、経過措置等は設けないのか。
- 下水道課長 下水道使用料は下水道特別会計でのみ収入できるため、経過措置を取らずに新たな会計で収入するため、減額補正するものである。
- 呉屋等 委員 特別会計の決算には減額補正した下水道使用料は反映されないと理解してよいか。
- 下水道課長 そのとおりである。
- 呉屋等 委員 出納整理期間は適用されないのか。
- 下水道課長 地方公営企業法の適用により、3月で会計を締め切る必要があるため、出納整理期間は適用されない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。(午後3時35分)

○呉屋等 委員長 再開いたします。(午後3時37分)

本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

【議題】

議案第16号 平成30年度宜野湾市下水道事業会計予算

～質疑・答弁～

○宮城司 委員 第10条において一般会計から補助を受け入れるが、水道事業からの補助は受けないのか。

○水道局次長 水道事業から収入を受ける場合、借入金という取り扱いとなる。一般会計から受け入れるべき収入は負担金であり、事業の助成を受ける場合は補助金という取り扱いとなる。

- 宮城司 委員 国や県からの補助金はどこに記載されるのか。
- 水道局次長 資本的収入の1款2項1目及び2目で国庫補助及び県補助の額を記載している。一般会計からの負担金収入には普通交付税額等も含まれる。
- 宮城司 委員 枝線工事が補助事業と単独事業に分かれている理由について伺いたい。
- 下水道課長 新規の枝線工事は補助事業で整備するが、伊佐汚水枝線工事については、国道58号の電線共同溝整備に係る工事に伴うもので、6月までに契約を行う必要があり、補助申請を行う時間がないため、単独事業で整備するものである。
- 伊佐哲雄 委員 枝線工事を行うに当たり、補助を受けられるかどうかはどのように決定されるのか。
- 下水道課長 下水道事業計画書に記載される工事については補助事業で対応できるが、付帯工事や緊急の場合に単独事業で整備を行う。
- 知名康司 委員 第3条収益的収入及び支出において、収入と支出に差額が生じているが、差額はどの項目で確認できるのか。
- 水道局次長 損益計算書で発生した利益として決算に表されることとなる。
- 知名康司 委員 第4条の2特例的収入および支出は地方公営企業に移行する本年度に限りの条項となるのか。
- 水道局次長 そのとおりである。
- 知名康司 委員 第6条の企業債はこれまでの会計ではどのような取扱であったのか。
- 水道局次長 特別会計においては市債として計上していたものである。
- 知名康司 委員 第7条の一時借入金とはどのようなものか。
- 水道局次長 事業の運転資金を一時借入で収入するものである。
- 知名康司 委員 第10条の他会計からの補助金は毎年発生するのか。
- 水道局次長 毎年度補助金として収入する予定である。
- 知名康司 委員 独立採算で行うことはできないのか。
- 水道局次長 負担金を収入しても不足が生じるため、補助金として受け入れるが、不用額が発生した場合は一般会計に戻すこととなる。
- 知名康司 委員 補助金の額は毎年一定と理解してよいか。
- 水道局次長 減価償却等に伴い、変動するものである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後4時9分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成30年3月6日（火） 3日目

午前10時00分 開議

午後 4時25分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（6名）

| | |
|-----|-------|
| 委員長 | 呉屋 等 |
| 委員 | 宮城 司 |
| 委員 | 伊佐 哲雄 |

| | |
|----|-------|
| 委員 | 知念 秀明 |
| 委員 | 米須 清正 |
| 委員 | 知名 康司 |

○欠席委員（1名）

| | |
|------|-------|
| 副委員長 | 濱元 朝晴 |
|------|-------|

○説明員（12名）

| | |
|--------|-------|
| 建設部長 | 新垣 勉 |
| 基地政策部長 | 多和田 功 |
| 契約検査課長 | 高江洲 強 |
| 文化課長 | 比嘉 洋 |

| | |
|---------|-------|
| 総務部長 | 泉川 幹夫 |
| 教育部長 | 桃原 忍子 |
| 市街地整備課長 | 比嘉 徹 |
| 施設課長 | 嶺井 辰也 |

| | |
|------|-------|
| 水道局長 | 石川 康成 |
| 業務課長 | 伊佐 春雄 |

| | |
|-------|--------|
| 総務課長 | 與那原 類 |
| 総務係課長 | 喜友名 達矢 |

○参考人（1名）

| | |
|---------------|-------|
| 宜野湾市調査測量設計会会長 | 名嘉 安嗣 |
|---------------|-------|

○議会事務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 主任主事 | 渡嘉敷 真 |
|------|-------|

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

| 議番 | 案号 | 件名 |
|---------|----|--|
| 議第 8 号 | 案号 | 平成 29 年度宜野湾市水道事業会計補正予算 (第 1 号) |
| 議第 15 号 | 案号 | 平成 30 年度宜野湾市水道事業会計予算 |
| 陳第 86 号 | 情 | 宜野湾市内企業 (土木関係コンサルタント) に委託業務優先発注と、規模が大きい業務に対し共同企業体方式の採用について |
| 議第 27 号 | 案号 | 宜野湾市下水道事業特別会計条例を廃止する条例について |
| 議第 28 号 | 案号 | 宜野湾市水洗便所改造等資金貸付基金条例を廃止する条例について |
| 議第 29 号 | 案号 | 宜野湾市都市公園条例の一部を改正する条例について |
| 議第 3 号 | 案号 | 平成 29 年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 議第 4 号 | 案号 | 平成 29 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 議第 5 号 | 案号 | 平成 29 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 議第 11 号 | 案号 | 平成 30 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算 |
| 議第 12 号 | 案号 | 平成 30 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算 |
| 議第 15 号 | 案号 | 平成 30 年度宜野湾市水道事業会計予算 |
| 議第 16 号 | 案号 | 平成 30 年度宜野湾市下水道事業会計予算 |
| 議第 33 号 | 案号 | 宜野湾市屋外運動場新築工事 (1 工区) 請負契約について |
| 議第 34 号 | 案号 | 市道の認定について |
| 陳第 86 号 | 情 | 宜野湾市内企業 (土木関係コンサルタント) に委託業務優先発注と、規模が大きい業務に対し共同企業体方式の採用について |

| | |
|--------------|---|
| 陳 第 1 3 号 | 情 耐震診断費用の自己負担軽減について |
| 陳 第 1 7 号 | 情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情 |

第412回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成30年3月6日（火）第3日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第8号 平成29年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 配水管改良工事はいつ行うのか。
- 水道局次長 平成30年4月から平成31年2月までの工期を予定している。
- 宮城司 委員 平成30年4月の予算執行となるが、問題ないか。
- 水道局次長 補助を受けるに当たり、国とも調整を行った。
- 宮城司 委員 厚生労働省の補助事業と伺ったが、どのような工事か。
- 水道局次長 防災・減災対策として、現在布設されている管を耐震管に更新するものである。
- 伊佐哲雄 委員 補助率について伺いたい。
- 水道局次長 全国的には4分の1から3分の1程度であるが、沖縄県においては特別措置法により2分の1の補助率となっている。
- 伊佐哲雄 委員 今回工事を行う3カ所以外にも工事対象箇所はあるか。
- 水道局次長 全長280キロメートルのうち、約60%が対象となる。
- 伊佐哲雄 委員 対象となる管の工事は今後も行われるか。
- 水道局次長 平成37年度までに計画に基づいて更新を行う予定である。
- 伊佐哲雄 委員 特措法によってどの程度の恩恵を受けているか。
- 水道局次長 全国的な補助率が3分の1程度であるから、1年間に補助金を1億5,000万円程度受けると仮定した場合、2分の1の補助率との差額は2,500万円程度となる。
- 知名康司 委員 配水管改良工事は計画的に行っているのか。
- 水道局次長 そのとおりである。
- 知名康司 委員 今回工事を行う箇所を選定した理由を伺いたい。
- 水道局次長 布設年度や管の劣化状態に応じて優先順位を付けて工事箇所の選定を行っている。

- 知念秀明 委員 既設の配水管の調査は終了したのか。
- 水道局次長 平成22年度に第1回、平成28年度に第2回のアセットマネジメントにおいて調査を行った。
- 知念秀明 委員 補正予算に係る工事の契約について、入札はいつ行うのか。
- 水道局次長 4月に交付申請を行い、5月に入札を行う予定である。
- 知念秀明 委員 防災・減災対策に係る配水管の更新について、沖縄県全体の補助額9億4,600万円のうち、本市の配分が1億9,814万円であり、他市町村と比較して高額と考えるが、理由を伺いたい。
- 水道局次長 裏負担が準備できない市町村の分が本市に配分されたものである。
- 知念秀明 委員 水道管を耐震管に更新せずに災害が起こった場合、どのような被害が想定されるのか。
- 水道局次長 水道管の破損により、道路への噴水や陥没等が想定される。
- 知念秀明 委員 平成37年度までの耐震管工事更新のスケジュールについて資料をいただきたい。
- 水道局次長 提供してまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第15号 平成30年度宜野湾市水道事業会計予算

～質疑・答弁～

- 知名康司 委員 本市の全世帯数はどのくらいか。
- 水道局次長 約3万8,000世帯と認識している。
- 知名康司 委員 給水栓数は3万878栓であるが、水道を利用していない世帯もあるのか。
- 水道局次長 本市の普及率は100%である。集合住宅の場合、給水栓が1つにまとめられていることから、世帯数と差が生じている。
- 知名康司 委員 一日平均配水量は減少する傾向にあるのか。
- 水道局次長 最近では1人当たりの1日の使用水量は295～300リットルで落ち着いており、さほど変化はない状況である。
- 知名康司 委員 主要な建設改良工事について伺いたい。
- 水道局次長 補助事業として、送水管及び配水本管基幹改良工事、区画整理地内新規配水管布設工事、単独事業として嘉数地内配水管改良工事、大山地内

配水管改良工事、給水管整理統合における改良工事を行う。消火栓設置工事については、消防署からの付託を受け、消火栓の新規設置及び改良工事に伴う箇所での既設の消火栓を更新するものである。

○伊佐哲雄 委員 職員給与費及び交際費はなぜ議会の議決を経なければ流用することができないのか。

○水道局総務課長 規定に基づくものである。

○伊佐哲雄 委員 水道水は飲料用として利用されることが少なくなっているが、水道局としてはどのような見解を持っているか。

○水道局次長 厳格な水質基準に適合した安全な水を提供いたしている。

○伊佐哲雄 委員 安全性をさらに広報する必要があると考えるが、いかがか。

○水道局次長 イベントや施設見学の際に市販品との飲み比べ等を行うなど広報活動を行っている。

○米須清正 委員 資本的支出の庁舎整備費とは、仮設庁舎の建設費のことと理解してよいか。

○水道局次長 仮設庁舎はリースであるため、収益的支出の総係費の賃借料に含まれる。庁舎整備費の委託料については、水道局庁舎が耐震基準を満たしていないため、どのような改修が必要か調査を行うものである。工事請負費については、水道局庁舎の冷房設備の更新を行うためである。

○米須清正 委員 仮設庁舎のリース期間は何年間か。

○水道局次長 平成34年度までの5年間の予定である。

○米須清正 委員 仮設庁舎にはどこの部署が入るのか。

○水道局次長 下水道施設課の2係、10名を予定している。

○知念秀明 委員 水道工事に伴う周辺住民への周知はどのように行っているのか。

○水道局次長 住民説明会等を行っていないが、看板の設置やチラシの配布等を行っている。

○知念秀明 委員 周知等は委託で行っているのか。

○水道局次長 そのとおりである。

○知念秀明 委員 周知期間が短くなることはないか。

○水道局次長 工事を行う際は、契約後に速やかに案内板及びチラシの配付等を行うよう指導しており、工事着手は資材の用意等に2カ月程度かかるため、その間に告知を行っている。

○知念秀明 委員 過去に十分な期間を設けずに工事を行い、トラブルとなった事例がある。規定を設けるなど、対応する必要があるのではないか。

○水道局次長 特記仕様書に明記するなどして対応してまいりたい。

○知念秀明 委員 工事を行う際の交通誘導員の設置基準について伺いたい。

- 水道局次長 基準はなく、常に配置している。
- 知念秀明 委員 仮設信号機の設置についてはいかがか。
- 水道局次長 道路法や道路使用許可等に規定されていると考える。
- 知念秀明 委員 看板やコーン等が道路に倒れていた場合は、どこに連絡すればよいか。
- 水道局次長 工事については、警察や消防、市担当部署等にも通知しているため、いずれに通報した場合でも水道局に連絡が来ることになっている。
- 米須清正 委員 国道58号電線共同溝設置工事について伺いたい。
- 水道局次長 当該工事は国の直轄事業であり、電線等を地下に配置するため、現在ある本市の水道管を移設する必要があるものである。
- 知名康司 委員 平成29年度と平成30年度の債務負担行為に給配水管維持管理業務委託が記載されているが、内容が異なるのか。
- 水道局次長 同じ内容である。契約を前年度で行い、新年度開始後すぐに事業を行うことができるよう、債務負担行為を設定するものである。
- 宮城司 委員 収益的支出の特別損失、固定資産売却損について伺いたい。
- 水道局次長 使用できなくなった量水器の廃棄に関する費用である。
- 宮城司 委員 廃棄することは支出に当たるのか。
- 水道局次長 資産である量水器を廃棄することとなるためである。
- 宮城司 委員 過年度損益修正損について、不納欠損となった場合、どのような取り扱いとなるのか。
- 水道局次長 未払い料金は5年後の時点で不納欠損として記載される。
- 宮城司 委員 不納欠損後に当該利用者が見つかった場合はどのようなになるか。
- 水道局次長 新たな契約となるため、不納欠損分を請求することはできないと考える。
- 宮城司 委員 予備費に3,000万円を計上している理由を伺いたい。
- 水道局次長 突発的な事故や予算計上されていない緊急な必要性が生じた場合に備えて計上するものである。事業費が増となった際に支払う消費税の増に対応することも想定している。
- 宮城司 委員 消費税の増への対応とはどのようなことか。
- 水道局次長 事業費が当初の予定と比べて増となった場合、事業費増に伴う消費税の納付額増に対応するためである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。(午前11時24分)

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前 11 時 35 分）

【議題】

議案第27号 宜野湾市下水道事業特別会計条例を廃止する条例について

議案第28号 宜野湾市水洗便所改造等資金貸付基金条例を廃止する条例について

議案第29号 宜野湾市都市公園条例の一部を改正する条例について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 36 分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前 11 時 37 分）

【議題】

議案第3号 平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第4号 平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第5号 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第8号 平成29年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 41 分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前 11 時 41 分）

【議題】

議案第11号 平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算

議案第12号 平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計
予算

議案第15号 平成30年度宜野湾市水道事業会計予算

議案第16号 平成30年度宜野湾市下水道事業会計予算

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前11時43分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前11時43分）

【議題】

議案第34号 市道の認定について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前11時44分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前11時44分）

【議題】

議案第33号 宜野湾市屋外運動場新築工事（1工区）請負契約について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり同意すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午前11時45分）

◆午後の会議◆

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時05分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第86号 宜野湾市内企業（土木関係コンサルタント）に委託業務優先発注と、規模が大きい業務に対し共同企業体方式の採用について

～参考意見聴取～

○呉屋等 委員長 各部署における事業の発注状況について説明いただきたい。

○総務部次長 同陳情は市長にも提出されており、本市の状況について各部署から市長、副市長に対して説明を行った。

○建設部次長 基本的には市内、準市内、県内の順で優先して指名を行っている。都市計画決定の変更など高度で専門的な事業については、市外の業者を選定する場合もある。専門の資格を持つ技術者を配置しなければならず、市内業者に該当がない場合も市外業者を指名することがある。

○基地政策部次長 今年度は普天間飛行場及び西普天間住宅地区に関する事業において4件の土木関係コンサルタントへの委託事業を行った。いずれもまちづくりの実績がある業者で区画整理事業や都市計画に関する専門的知識を要するため、市外業者を選定する必要があった。昨年度においては、環境影響評価等の一部業務を分離して市内業者への発注を行った。

○教育部次長 志真志小学校の建設関連業務等については、市内業者を含めた共同企業体方式を採用するなど基本的に市内業者に発注を行った。埋蔵文化財発掘調査委託業務については、市内1社を含めた7社を指名した。今回、陳情が提出されたことを受け、小規模の発掘調査や、西普天間住宅地区内の埋蔵文化財発掘調査に係る磁気探査業務や重機のリース等について市内企業を含めた共同企業体方式で発注できないか検討しているところである。

○知念秀明 委員 平成28年8月31日、同陳情者から「陳情第54号 市内企業（土木建設コンサルタント）に業務優先発注と高度で規模が大きい業務に対し共同企業体方式の採用について」が提出され、本議会でも陳情を採択した経緯があるが、その後、陳情者と意見交換を行ったか。

○建設部次長 同陳情者は宜野湾市商工会の建設部会に所属しており、商工会とは勉強会を開催したことはあるが、直接陳情者と意見交換は行っていない。

○知念秀明 委員 平成28年8月の陳情を受けてどのような対応を行ったか。

○建設部次長 平成29年度においては、市街地整備課で2件、共同企業体方式での発注等を行った。

○知念秀明 委員 陳情に対して文書で回答は行ったか。

○建設部次長 文書での対応は行っていない。

○知念秀明 委員 同様の陳情が提出されており、陳情者と当局の間で意見の相違が起きている。意見交換を行うなど丁寧に対応していただきたい。

○建設部次長 意見交換を行うほか、市内業者への発注が可能な業務について精査してまいりたい。

○知名康司 委員 陳情書によると、那覇市、浦添市、うるま市では市内土木関係コンサルタントにほぼ100%市内業者を指名して発注を行っているとのことだが、いかがか。

○契約検査課長 確認したところ、指名競争入札における市内業者のみを指名した契約は、浦添市が68%、うるま市が62%、沖縄市が99%、那覇市が100%となっている。

○知名康司 委員 陳情者から、他市においては宜野湾市内業者の受注は皆無との指摘があるが、その点についてはいかがか。

○契約検査課長 浦添市においては、市外業者も含めた指名競争入札は全体の32%であるが、その中に宜野湾市内業者が含まれているかは不明である。

○知名康司 委員 本市発注の市外業者のみが指名された業務のうち、市内業者でも対応可能な業務があり、また、市内業者の方が実績や資格において優れているとの指摘があるが、いかがか。

○建設部次長 業者選定においては、業務実績や資格を調査した上で指名を行っているものと認識している。

○知名康司 委員 陳情者から「委託業務において宜野湾市建設工事共同企業体取扱要綱第4条を準用していただきたいとの要望があるが、いかがか。

○建設部次長 共同企業体として発注できる業務か精査して対応してまいりたい。構成比率に関しては、委託業務においては業務内容によって受注者側で決定していると認識している。

○知名康司 委員 沖縄市において土木関係コンサルタント業者が増加しているとのことであるが、把握しているか。

○建設部次長 調査を行っていないため、把握していない。

○米須清正 委員 土木関係コンサルタントは市内に何社あるか。

○建設部次長 土木関係コンサルタントのみの登録は18社である。

○米須清正 委員 指名を行う際はどのような手続きを行うのか。

○契約検査課長 指名審査委員会を経て決定された指名業者に対し現場説明会の案内をファックスで通知し、現場説明会で入札に関する書類を交付している。

- 米須清正 委員 契約金額によって指名審査委員会に振り分けられるのか。
- 契約検査課長 設計金額が500万円以上の場合は第1指名審査委員会が審査し、それ以下の場合は第2指名審査委員会が審査する。
- 知念秀明 委員 都市計画に関する業務は特定の業者が指名されているが、重複受注による業務遂行への影響はないのか。
- 建設部次長 工事については、重複受注を避けるため取り抜け方式を採用しているが、委託業務については採用していない。都市計画に関する業務において重複して受注している場合も見られるが、資格者が多数登録されており、対応可能であると認識している。
- 知念秀明 委員 教育委員会発注業務においても同じ業者が重複して受注している例が多数あるが、いかがか。
- 教育部次長 埋蔵文化財発掘調査業務においては、文化庁から発掘調査員は考古学を専攻する専門課程を修めた者で実績も必要であると示されていることから、市内1者を含めた7者を指名したものである。
- 知念秀明 委員 指名した市内業者について伺いたい。
- 教育部次長 平成28年10月に本市に本社が移転した業者であり、平成29年度の業務発注においては市内業者として指名を行った。
- 知念秀明 委員 陳情者は、専門性の高い業務にあっては共同企業体として市内業者が参加することで知識や経験を積みたいとのことだが、市内業者が共同企業体に入ることは可能か。
- 基地政策部次長 過去には普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務（地権者意向調査）で市内業者との共同企業体が受注したこともある。市内業者とも意見交換を行いながら取り組んでまいりたい。
- 宮城司 委員 沖縄市においては、市内指名率が99%であると伺ったが、どのような取り組みを行っているのか。
- 契約検査課長 要綱において市内業者を優先することが規定されていると伺っているが、本市においても同様に規定している。沖縄市においては、都市計画や文化財等の専門的知識や経験を有する業者が多くあることが要因ではないかと考える。
- 宮城司 委員 本市には実績のある業者が少ないのか。
- 建設部次長 実績や業務内容が専門的な場合は市外に発注することもある。
- 宮城司 委員 西普天間住宅地区の跡地開発等、多くの工事が予定されていると考えるが、市内業者の優先活用にさらに取り組む必要があるのではないか。
- 建設部次長 共同企業体方式による業務発注など、市内業者と意見交換を行いながら検討してまいりたい。
- 基地政策部次長 まちづくり計画の策定等については専門的な知識を要する

ため、市外業者への発注もあるが、跡地利用事業の進捗が進むにつれて市内業者が担当できる業務もふえてくるものとする。

○呉屋等 委員 平成28年度に陳情が提出され、全会一致で可決したが、今定例会において同様の内容で陳情が提出されたことは重いとする。市内業者の優先発注については、西普天間住宅地区の支障除去作業に伴う工事等について、防衛局へ要請を行うなどして国発注の業務については業務の分割発注等の対応をしていただいた経緯があり、本市も工夫して取り組むことができるとする。

指名審査委員会の名簿について資料提供いただきたい。

○契約検査課長 資料を提供してまいりたい。

○呉屋等 委員 市外、県外業者の技術者数とは、会社全体の人数を指すのか。それとも市内、県内の技術者数か。

○基地政策部次長 会社全体の技術者数のうち、市内、県内の支店等に在籍する技術者数がどのくらいいるのかも資料にて把握している。

○呉屋等 委員 普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務（地権者意向調査）はなぜ市内業者では対応できないのか。

○基地政策部次長 地権者への専門的知識の提供等が必要であり、まちづくりの実績及び知識を要するほか、専門性の高い業務が多岐にわたるためである。

○呉屋等 委員 当該業務は随意契約を行っているのか。

○基地政策部次長 まちづくりコンサルタントのうちから指名競争入札で入札を行っている。

○呉屋等 委員 実績がないことが理由であればいつまでたっても指名されないということになるのではないか。先日、3・4・71号普天間線の勉強会が開催されたが、地域住民の参加が少なく、周知が十分でないように感じられた。地元の業者が担当することで得られるメリットもあるのではないか。

○建設部次長 説明会について不十分な点があったのであれば、今後改善してまいりたい。地区計画については、県内でも事例が少なく、実績のある県外業者を指名した経緯がある。

○呉屋等 委員 市内業者の育成に地元企業と一緒に取り組んでいただきたい。工事については、要綱で構成比率等を定めていることから、委託業務においても独自の要綱の整備に取り組んでいただきたい。

○建設部次長 3・4・71号普天間線に係る業務については、測量や磁気探査業務等がないため共同企業体方式は採用しなかったが、今後、市内業者が担当できる業務が含まれているものに関しては共同企業体による発注方法も検討してまいりたい。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後3時20分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後3時36分）

本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

【議題】

陳情第86号 宜野湾市内企業（土木関係コンサルタント）に委託業務優先発注と、規模が大きい業務に対し共同企業体方式の採用について

～参考意見聴取～

○陳情者 平成28年8月31日にも同様の内容で陳情したが、平成29年度においても発注状況が改善されないため、再度陳情を行ったものである。

○知念秀明 委員 前回の陳情が採択された後に市当局へ改善状況について問い合わせを行ったのか伺いたい。

○陳情者 担当部署に問い合わせは行っていないが、副市長へ改善をお願いしたことはある。

○知念秀明 委員 今後、市当局と意見交換の機会が設けられると考える。ぜひ、市当局と改善に向け取り組んでいただきたい。専門的知識を要する都市計画業務等についても共同企業体方式での発注があれば参入したいとの意向と理解してよいか。

○陳情者 そのとおりである。

○知念秀明 委員 具体的にどのようにすれば共同企業体に参入できると考えるか。

○陳情者 参加したい意思はあるが、県外の大手企業がすでに受注しており、受注するための実績を作ることができない状況である。市内企業の育成という観点から共同企業体等で実績を積んでまいりたい。

○宮城司 委員 資格要件が設定されているとのことだが、資格の取得は難しいのか。

○陳情者 資格取得のためには実績が必要である。

○参考人（随行者） 市の事業で実績を作ることによって県や国の業務に参加することができるため、市発注の業務にもぜひ関わってまいりたい。

○宮城司 委員 沖縄市においては市発注業務の99%が市内業者指名と伺ったが、本市とのちがいはどういった点にあると考えるか。

○参考人 沖縄市においては、受注をふやすために子会社を作っている業者もあるように見受けられる。技術的な観点から見れば宜野湾市の業者のほうが優

れていると考える。

○**知名康司 委員** 市当局との意見交換の機会を持っていただきたいが、いかがか。

○**参考人** 測量設計会としても年に2回程度勉強会を開催したいと考えている。

○**伊佐哲雄 委員** 市当局に営業活動を行ってはいかがか。

○**参考人** 個別の企業としては当然行っているが、会として行ったことはない。

○**伊佐哲雄 委員** 会として行うことで得られるメリットもあると考える。ぜひ、会としての営業活動を検討していただきたい。

○**呉屋等 委員** 市内業者より劣っているにも関わらず、市外業者のみが指名されている業務があるとの指摘があるが、具体的にどの事業か。

○**参考人** 宜野湾市流域関連公共下水道事業計画変更業務委託においては、他市において指名された市内業者もある。

○**呉屋等 委員** 本市発注の場合、当該業務において市内業者は指名されていないにも関わらず、他市の同様な業務においては本市の業者が指名を受けていると理解してよいか。

○**参考人** そのとおりである。また、3・4・71号普天間線沿道地区計画導入検討調査業務委託、橋梁等長寿命化点検調査業務委託、宇地泊第二土地区画整理事業に係る事業計画変更図書作成業務委託、宜野湾市公園台帳システム基礎調査業務委託、西普天間住宅区下水道計画見直し業務委託等においては、市内業者は指名を受けていないが、業務内容から鑑みて市内業者でも対応可能と考える。

○**呉屋等 委員** 宜野湾市建設工事共同企業体取扱要綱第4条を準用していただきたいとのことであるが、独自に要綱を作成する必要があると考えるが、他市において委託業務における要綱作成を行っている事例を把握しているか。

○**参考人** 他市においては、取扱要綱に基づいて7対3の比率で発注している。

○**呉屋等 委員** 宜野湾市においては、工事のみが要綱で規定されており、委託業務には適用されていないが、他市においては委託業務においても要綱に基づいて7対3の構成比率で共同企業体業務の発注が行われているのか。

○**参考人** 他市においては要綱を準用して発注が行われていると認識している。

○**参考人** 参考人聴取の機会をいただき、感謝したい。企業としても努力してまいりたいと考えており、議会からもお力添えをいただきたい。市当局においては、市内企業の育成の観点からぜひ陳情の趣旨をご理解いただきたい。

○**呉屋等 委員長** 休憩いたします。（午後4時22分）

○**呉屋等 委員長** 再開いたします。（午後4時23分）

【議題】

議案第86号

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

【議題】

陳情第13号 耐震診断費用の自己負担軽減について

陳情第17号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情

【閉会中の審査継続申出】

上記2件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要があるため、議長に申し出ることに決定。

○**呉屋等 委員長** 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後4時25分）